

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します 2022年1月1日スタート

雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。

これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、**本人からハローワークに申出を行う**ことで、**申出を行った日から**特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たす必要があります。加入後の取扱いとは通常の雇用保険の被保険者と同様で、**任意脱退はできません**。
雇用保険に加入後、別の事業所で雇用された場合も、以下の要件を満たさなくなった場合を除き、**加入する事業所を任意に切り替えることはできません**。

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

失業した場合の給付

マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合※¹には、一定の要件※²を満たせば、高年齢求職者給付金を一時金で受給することができます。
給付額は、原則として、離職の日以前の6か月に支払われた賃金の合計※³を180で割って算出した金額（賃金日額）のおよそ5割～8割となる「基本手当日額」の30日分または50日分です。

- ※1 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。
ただし、上記2つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう1つの事業所と当該3つ目の事業所を併せて、マルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため、受給することができません。
- ※2 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること等の要件があります。
- ※3 2つの事業所のうち1つの事業所のみを離職した場合は、離職していない事業所の賃金は含めません。
- ※4 そのほか、育児休業給付・介護休業給付・教育訓練給付等も対象になります。

およその計算式

$$\begin{array}{c} \text{基本手当日額} \\ \text{賃金日額} \\ \left(\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (50 \sim 80\%) \end{array}$$

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分